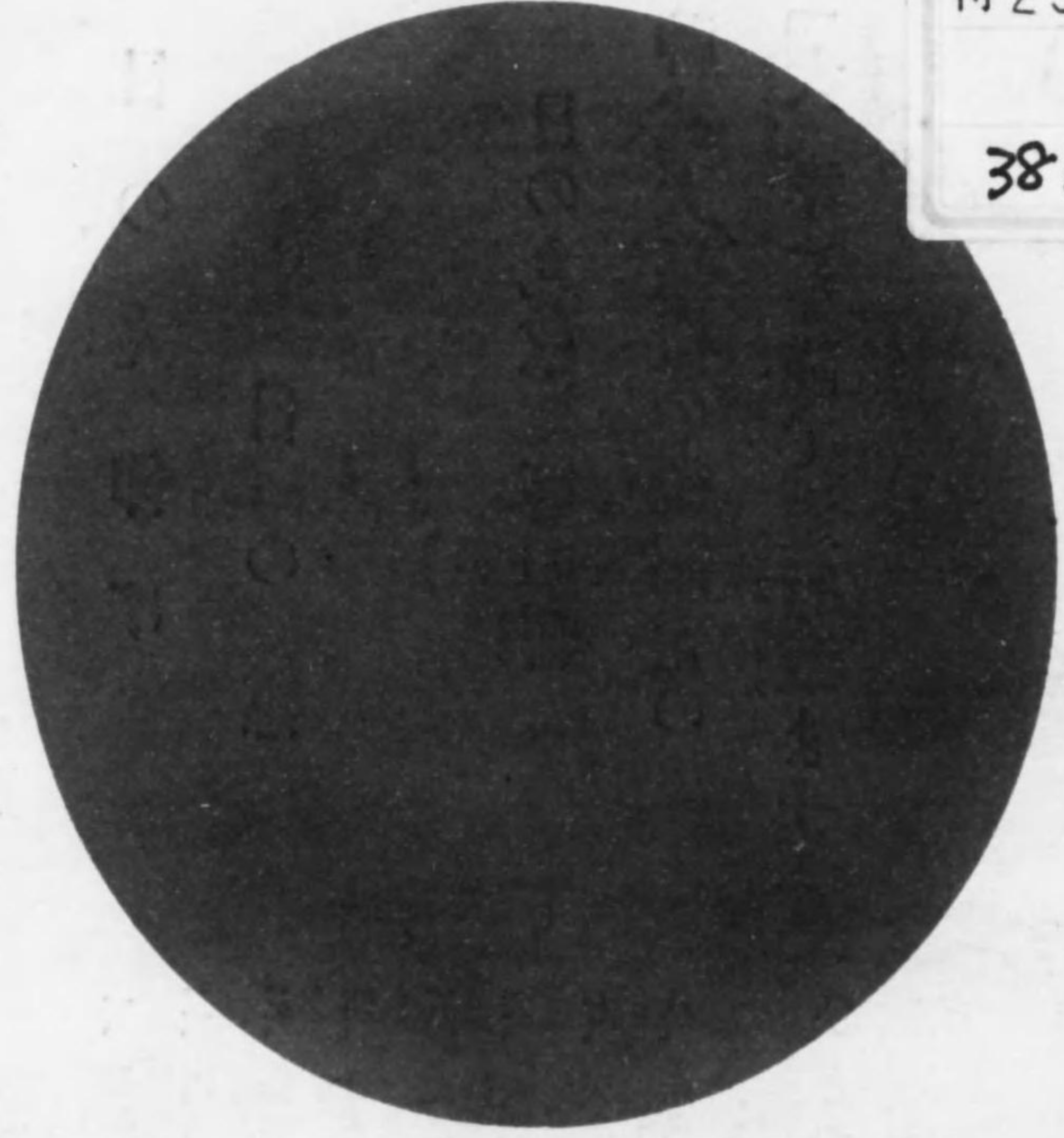
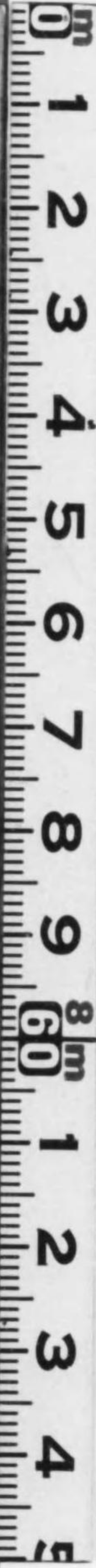


45



特254
381



教の目

始



日の丸 仰げ

日の 恵

恵美の歌

- 一、豊榮登る日の本は 神のつくれる大八洲
- 二、四方の八百路は皇神の 守らせ給ふ海の原
- 三、海幸山幸豊かにて 楽しく悦びあめつちの
- 四、日と火の恵にみちく 水は和やか山茂り
- 五、里に櫻の咲き誇り 海邊に松原つらなりて
- 六、天津日嗣のかぎりなく 世をしろしめす現津神
- 七、天皇おます日の本の 伊勢の大神恵みませ
- 八、永久に榮ゆる神の世は あな面白しあな樂し

ひとつみの五つの魂をきよめよと
わきいでにけり神のもる水

日の丸教徒等の誓

神武天皇様の御詔書の

「大孝」を謹で遵行致します

宗教、神道、日の丸教、早わかり

—最高神への正しき道しるべ—



宗教は無味深遠なものではありません。極めて平易で、簡単なもので、
特色不鮮明な宗教、迷信、邪教の類は、勿論眞の宗教ではありませんが、
遠く複雑な難解なものも、眞の宗教とは申されません。()
宗教は學問ではありません。宗教とは悟りであり、信念であり、實行



が、眞の宗教家は極めて稀です。然もそれで居て、目に一丁
字の辨へなき者でも、心に誠の一字さへあれば、眞の宗教家として、神様に近づき、
靈界を知ることが出来ます。()

三、神道は日本固有の宗教でありまして、現在の日本は神ながらの發現でありま

（釋迦も基督も、神様の御教へを説く爲めに遣はされた「日徒」であります。我が日本では有難いことには、神特御自身が私共の爲に、直接御教へをお説き下さるのであります。）

四、神様は神道復歸をみことのりせられ、神ながらの道の大衆化を望んで居らせられます。

（神様は一切の日徒に「大和魂を忘るな、魂を曇らすな、神ながらに歸れ」とお教へに成り、死んでも尚「ミコト」として、「うぶすなの氏のみおや」の御許へ「みまかる」やう、神葬をお喜びに成るのであります。）

五、神様は忠孝敬神崇祖道理を惟神道の精髓なりとして教へられ、これが實行を萬人に等しく御要求に成つて居られます。

（此の神様の御要求に従はぬ者、即ち道理を無視する者、祖先を祭らぬ者、不忠不孝の者には、神様が制裁を下されます。病氣や災難は、其の制裁の一つの現れであります。）

す。神は愛であり恵みであります。其の半面は制裁であります。

神様は公平であらせられますから、假令如何に信仰の念厚くとも、大孝の道にそはざる者は罰し給ふのであります。例へば〇〇教の如くは、神を敬ひ祭るとは云へ、現人神に不忠にして、大孝の道に戻るが故に、遂に正しき神の裁きが下つたのであります。宗教は信仰にして、神道は日本固有の宗教なりとは云へ、其の信仰の道と方法と對象とが宜しきを得ざれば、等しく邪教として、神罰を蒙るものであります。）

六、世には神様の實在を疑ふ人があります。然し御神靈は嚴として實在あらせられ、其の御神徳、御稜威、御現証の廣大無邊なることは、私共人間の到底想像だも及ばざる所であります。

（本教會では神道教師を養成することに居ます。修養成れば靈界に通じる様になります。是は勿論あらたかなる御神徳の然らしむる所であります。神の存在を疑ふ人、神の御稜威を疑ふ人、神を信ぜんとして未だに信じ能はざる人、迷へる人、病める人、惱める人、は最後に本教會の門を叩かれよ、貴下の胸裡に未だ

一片の赤心が存する限り、神様は貴方を見捨て給はぬであります。

神様は必ず教へ導き、一切の病氣災難煩悶から貴方をお救ひ遊ばすであります。

七、本教の「日の丸」と云ふ名は、私が勝手に附けたものではありません。神様の御啓示に基いて附けたものであります。

（「日の丸」は本教會祭神の表徴でありまして、是が日本の國旗と一致します事は、深い御神慮の存する所でありませう。ですから要するに、「天照らします日の神の御教」、「世界に冠たる日の本の神の御教」、「四海八紘を照らす大和魂の御教」と云ふ意味に他なりません。）

八、本教會の祭神は天照皇大御神、豊受大神、金鷄大御神にわたらせられます。此の神様は私共が勝手に祭祀して居るものではありません。尊き御神示により、奉齋せるものであります。

（「金鷄大御神様」のお名前は、まだどなたも初耳で御座いませう。此の神様は長くも天之御中主神の御顯現にます天照皇大御神の御稜威と豊受大神の御

分神八百萬神を稱へ奉るのであります。即ち宇宙の活動神にいたしました、我が古き國史に、神武天皇の創業を「御神助ありし皇祖の靈」とは、此の大御神にわたらせられます。

「金鷄」即ち金色のトビとは、鳥ではありません。トビは十日にして完全神であります。「豊榮登る黄金色の十日」こそは、天照皇大御神の御神徳の御顯現であり、表徴でなくて何であります。

されば「金鷄大御神様」こそは、「御活動を遊ばす場合の天照皇大御神」の御異名、喚言すれば、「御活動を遊ばす場合の天之御中主神」の御異名に他なりません。即ち金鷄大御神様は、宇宙根元の太靈にましまし、天地絶對神、活動神にあらせられます。

以上大體述べました事で、宗教とは何か、神道とは何か、又「日の丸教」とは何か、日の丸教の成り立ち、教義、日の丸教會の祭神等が、あらまし概念的にお判りに成つた事と存じます。

本教會は創立日尙淺く、まだ世間には其の名前さへ知られて居ませんが、然し御祭神のあらたかなる事、其の御神徳の廣大無邊なる事は、斷じて世界に其の比を見ません、従つて此の神様の御稜威、御經綸が、遠く海を越えて海外に及ぶのも、決して遠からざる間かと信じます。畏くも此の神様は、曾ては神武天皇の創業を御神助あり、後にはかの弘安の役に、神風を賜ひて蒙古の大軍を沈め給ひ、今また日本の非常時に天降りまして、神道復興の必要と大和魂復活の必要を説かせられ、傍ら病魔災難等を拂はせ給ふて、人日徒をお救ひ遊ばすのであります。

ですから過去僅か数年の間に、此の神様の御奇蹟は、既に一冊の本と成るだけの物がありませんが然しまだ發表の時期に達しません。又此の神様の御神示お筆先は、本に致しますれば既に數冊分の分量に達して居りますがこれ亦發表の時期に達しませんから、他日の機縁に譲ることに致します。

斯様な次第でありますけれども、從來此の神様のあらたかなる御神徳を拜受し度いと思召す方々へは、其の都度、適宜の方法を以て、其の御希望をかなへて來ました。然る所今回神様は

「御活動」の第一歩を仰せ出されましたにつけ、不肖私共も及ばずながら、層一層奮勵努力の覺悟を決めまして、神道教師養成にまで力を注ぐことに成りました。就きましては特志の方々に此際時間其他に、餘裕のあらるゝ方は、入信と同時に一擧に教導職としての資格を得られ、將來本教會の支部長又は講社長として、世の爲め國の爲め人の爲めに御活動遊ばすことも、亦極めて有意義の事かと信じます。

此の小冊子を手になされました方々は、本教會の齋きまつる「天照皇大御神、豊受大神、金鷄大御神」に、色々の意味で少からず神縁があらるゝ譯でありますから、病むと病まざると、悩むと悩まざるとに論なく、今後を此のあらたかなる大御神様の御教によつて生活し無病息災の健やかなる身體もて、己が家を富ませ、國を彌榮々に榮えしめて、眞に楽しい幸福な人生を送られるやう希望し度いのであります。

それが爲めには、悔ひを千歳にお遺しに放らぬやう、今日只今、此の機縁を逸せず、老も若きも押しなべて、心の耳を充分此の尊き神様の御呼聲にお傾けに成つて、感謝の至誠の湧き起るが儘に、今直ぐ本教に御入信あらんことを、與々も所望して止まない次第であります。次に

神州の正氣は太古より我が日本民族に傳りて、今其の誠を全世界に知らしめんとして居ます。皇國の古事國史を偲び奉りますに、神武天皇の大孝の御詔書は我が日本の本の堅磐に常磐に動くことなく變ることなき、國家の鎮め、御世の固なものであります。國に於ける祭祀と家に於ける祭祀は我が皇祖皇宗の御建國の基であります。この祭祀をあやまらずれば其は、皇祖皇宗御建國の御神勅御詔書に反することになるのであります。我が日本の日徒人は先皇祖の御神勅と皇宗の御詔書を我が心中に讀上げ、神武天皇御建國の時を偲び奉りまして、我家の神祭祀は、我家の先祖祭祀は、尊き御神勅に、又、有難き御詔書に反してはいないかと良く考へて見ねばなりません、もし御建國の精神に反してはいますれば、其は不忠不孝の始めであります。誠に忠義たらんには我家の神祭祀よりなさねばなりません。誠に孝行であれば我家の祖靈等の祭祀を神ながらに致さねばなりません、敬神は忠義の始めであり、崇祖は孝行の始めであります。尊き御神勅と御詔書に違ひませぬことは、天地の大道理に反します。忠義、孝行、敬神、崇祖を實行し道理を守りまして、御詔書に違ひませう。神武天皇の「大孝」の御詔書に違ひませう。

協 賛 御 案 内

(一) 本教の協賛者は日の教を實行するのを本旨とします。

- 一、本教は如何なる人も、何時でも信仰することが出来ます。
- 二、協賛の方は、住所姓名年齢職業を、口頭か手紙でお知らせ下されば良いのです。
- 三、協賛者は、神前にて御祓を受け、「道理に従ひ、大孝の道を守る」べき旨を誓はねばなりません。
- 四、協賛者は本教の維持發展の爲め、毎月任意の初穂料を、分會、支部又は本部の御神前に、奉納することに成つて居ます。
- 五、協賛者は御神助を戴かれました場合は、分會、支部又は本部へ御禮参りを爲さる前に、取り敢へず直ぐに自宅の御神前に心からの御禮を申上げて、引續き敬神の誠を致さねばいけません。

(二) 本教會は毎月一日と十一日廿一日に月並祭を執行します。

一〇

- 一、月並祭は午前六時から執行します。
- 二、協賛者は月並祭には、御家族親類知己等を御同伴の上随意参拜が出来ます。
- 三、協賛者は月並祭当日は、無料で御祓、神占、祈禱が受けられます。
- 四、一日のお祭には御祓、拜禮、講演の後に簡単な茶話会があります。
- 五、十一日二十一日のお祭には御祓、拜禮等の後、御神酒が下がります。

(御神前への御供物、御献上品は、なるべく月並祭の日に、お願ひ致します)

(三) 協賛者には尙左の數種の特典があります。

- 一、平常の日も御祓、神占、祈禱が受けられます。
- 二、希望により、御神符を授與します。
- 三、希望により、本教の支部長又は分會長に成れます。

(初穂料は一般規定又は寸志)

四、希望により本教附屬の「神道教師養成所」に入所が出来ます。

(此處の卒業者は當然支部又は分會の設置が出来ます)

五、信念堅固の方は、進んで「金鶏神助報恩會」に入會が出来ます。

「金鶏神助報恩會」とは、既に御神助を受けられた方々を中心に別個に組織されて居る會で、御神助に對して感謝し奉り、萬分の一の御報恩を志し、御神助の末永く變らざらん事を祈願する會であります。折角御神助に依り「病氣平癒」や商賣繁昌の奇蹟に浴された方も、感謝報恩の至誠に乏しければ、其後の己れの心掛けや行ひが悪く成り、神様のお怒りに觸れて、また病氣がもとにぶり返したり、商賣の繁昌が急にとまつたりするものです。ですから斯かる事がないやうにと生れたのが、此の會です。此の會では奇蹟やお筆先のお講話があります)

(四) 依頼ある場合は、出張の上左の神事を執行します。

(但し謝禮は一般規定の半額又は實費)

一、神前結婚式

- 二、地鎮祭
- 三、改祭
- 四、惡魔拂ひ又は鬼門除けの祭事
- 五、商賣繁昌の祈願
- 六、病氣平癒の祈禱
- 七、家庭に於ける月並の神祭又は祖先祭
- 八、神葬祭

其他神事一般

(五) 別に「相互扶助會」を組織し、入營、開業、結婚、出産等に對して御祝儀を失業、病氣、負傷、火災等に對して見舞金を、其の死亡に對して弔慰金を贈呈することが出来ます。

(六) 移轉した場合、又は一身上に大なる變化を生じた場合には、所屬の分會、支部又は本部に通知することを要します。神占、祈願、祈禱等は書前でも

直接本部にお願ひが出来ます。

(但し返辭を必要とする書面には、必ずハガキか四錢切手を御同封のこと)

支部分會設置規定

- 一、自力にて新たに五名以上の協賛者をつくりたる場合は、本部の許可を得て分會を組織し分會名を設け、表札を掲げて分會長と成ることを得。
- 二、協賛者が本部に通知の上毎月五名以上、或る一定の場所に會して、講演祭祀等を行ふ場合は、之を分會と呼ぶことを得。但し此の場合の分會長は、協賛者の互選とす。
- 三、分會の協賛者数が三十名以下の場合は、之を「小分會」と呼び、三十名以上六十名以下の場合は「中分會」と呼び、六十名以上の場合には「大分會」と稱す。
- 四、大分會の協賛者数が百名に達したる場合は、之を支部と稱す。支部長は依然前の分會長を以て任す。

- 五、支部の協賛者数が二百名以下のものを「小支部」と稱し、二百名以上五百名以下のものを「中支部」と稱し、五百名以上のものを「大支部」と稱す
- 六、分會は普通他の分會又は支部に所屬すべきも、未だ分會支部の設置なき地方の分會は本部に直屬するものとす、分會又は支部には毎日、日の出と共に日の丸國旗を掲揚し、日の入りと共に降下すること
- 七、本部は將來必要に應じ、北海道、東北、關東、近畿、中國、四國、九州、臺灣、朝鮮、滿洲等に、總支部を設くることあるべし
- 八、本部は將來總支部を「大教會」大支部を「中教會」中支部を「小教會」と改稱し、小支部以下の各分會を、それぞれ昇進せしめて是等の教會に所屬せしむるものとす
- 九、分會長又は支部長は、適當の時期に本部の神道教師養成部に入り、教理祭式等の一般を習得すると共に神許を受くることを要す

- 十、本教會は賛協者保健の爲めに本部内に健康増進研究所を設け 本教協賛者の健康を増進せんとす
- 十一、本教會の支部又は分會設立者にして本教協賛者の健康を増進せんとする者は申込により國民保健上、特に許可されたるラヂウム入「金鷄乃華」の頒布を特許す
- 十二、ラヂウム入「金鷄乃華」の頒布を希望する支部又は分會設立者は、本部又は總支部及支部に「金鷄乃華」頒布規定を請求すべし(但し三錢切手封入の事)
- 十三、頒布規定に據り申込を爲したる支部又は分會設立者には、現品と共に看板及宣傳材料を授與す

會計規定

- 十四、分會又は支部の維持會計は、常に本部の指示する所に従ひ、分會長又は支部

長之に當るものとす。但し分會長又は、支部長は都合により協賛者中より適當の者を選び、之に分會又は支部の庶務會計の事務を執らしむることを得

五、分會又は支部は、協賛者又は協賛者以外の者よりお賽錢、初穂料、謝禮、獻金、謝恩金、寄附金等を受理したる場合は、其の都度之を正確に帳簿に記載し置き、毎月二回（月並祭翌日）正式の仕譯を爲し、又毎月末計算の上明細書を作製するものとす

六、分會と本部、又は支部と本部との金錢上の關係に就ては、當分左の如く定む

(一) 分會又は支に上がりたる御賽錢は、全部分會又は支部の所得とす

(二) 分會又は支部が執行したる神事の謝禮、又は祈願祈禱の謝禮は、全部分會又は支部の所得とす

(三) 分會又は支部の家屋建築又は其の發展の爲め分會又は支部宛受けたる獻

金寄附金等は全部分會又は支部の所得とす

(四) 分會又は支部が、神事の執行又は神占祈禱等を本部に依頼したる場合の謝禮は本部六割を所得し、分會又は支部四割を所得す

(五) 分會又は支部が御神符を授與したる場合の初穂料は、本部六割を所得し分會又は支部四割を所得す

(六) 分會又は支部が、「金鷄大御神」宛の獻金又は謝恩金を受理したる場合は本部七割を所得し、分會又は支部三割を所得す

(七) 分會又は支部が、本部宛の獻金又は寄附金を受理したる場合は、本部八割を所得し、分會又は支部二割を所得す

七、分會又は支部には、協賛者住所氏名簿、日記帳、お賽錢簿、獻金簿、會計簿等を備へ置き、收支を明らかにすると共に、毎月末に自社の實收入を計算し其の實收入の内より八分（百分の八）を親に當る所屬の分會又は支部に納附

- シ、二分（百分の二）を本部に納附すべきものとす
但し親に當る所屬の分會又は支部なき時は、本部に二分を納附するのみにて
八分を納附するに及ばず
- 六、分會又は支部が、毎月末計算の上所屬の分會又は支部、或は本部に納附金を
納むる場合は、本部宛て明細書を添ふることを要す
- 五、分會又は支部が其の名稱を變更する場合、又は移轉解散等の場合には、其の
都度之を本部に届け出づることを要す
- ニ、分會長又は支部長は、毎年六月末と十二月末の二回に、分會又は支部の経過
現狀、協賛者數の増減、實收入の半期總額、納附金の半期總額、將來の意圖
企劃等に就て、大體を本部へ報告すべきものとす
- セ、本部が本規定を追加又は、變更する場合は御神許を仰ぐことを要す
- サ、分會設置願、及び納附金明細書の様式左の如し

分會設置願

私儀今般別紙記載の通り自力にて協賛者〇〇名を得申し候に付御規則に従ひ左
記の場所に左記名の分會を設立し毎月 日と 日を例祭日と定め、
神事を執行致し度候間此段御許可相成り度及御願候
追て分會設立に要する一切の費用及維持費に不足ある場合は拙者に於て負擔仕
るべく候間何卒拙者を以て分會長に御任命下され度此段併せて及御願候也

分會設置場所	縣	市	町	番
分會名	郡	村		
分會長氏名年齢	日の丸教會	分會	才	
現在の協作者數				
所屬分會名又は支部名				
(其の代表者印)				

昭和 年 月 日

縣 郡 市 村 町

業

地番

右願出人(職名印業) 氏名印 生年月日

生印

日の丸教會本部

日の教々主 松浦辰己殿

尚現在の協賛者(名)の住所姓名職業年齢は左の如くに御座候間何卒御承知相成り度候

縣	縣	縣	縣
業	業	業	業
郡市	郡市	郡市	郡市
村町	村町	村町	村町
(才)	(才)	(才)	(才)

月報第	年	月	日
號			

納附金明細書

縣	郡市	村町
分會長支部長	分會	支部
所屬		

種目	金額	本部への送金	自社實収入	要項(月日、獻金者住所氏名)
御賽錢初穂料				
神事祈禱謝禮				
自社への寄附				
分會よりの納金				
本部に依頼の				
神占祈禱謝禮				
(六四)				

種目	金額	本部への送金	自社實収入	要項(月日、獻金者住所氏名)
御神符に對する初穂料				
(六四)				
大御神への獻金謝恩金				
(七三)				
教會本部への獻金、寄附金				
(八二)				
合計				

依つて所屬分會又は支部への毎月の納金(八分)は
本部宛ての本月の送金總額は 月末納金共にて

錢本部への納金(二分)は 錢
錢に御座候也

注意 ◎一枚に記載し能はざる場合は數枚に書くこと。
◎自社には必ず本書の控えを保存し置くこと。

日の丸教會本部會計規定

一、本會計規定は、日の丸教會本部の收支計算を明瞭ならしむる爲めに設く、従つて將來本教會が「日の教本院」と改稱したる場合も、引き續き之に準據す

二、本教會本部の収入を當分左の二項に大別す

第一項 普通收入

- (一) 賽錢初穂料
- (二) 神占祈禱料
- (三) 普通神事執行料
- (四) 出張神事執行料
- (五) 教師養成料

第二項 特別收入

- (一) 支部分會月掛納附金
- (二) 金鷄神助謝恩金（支部分會經由の分も含む）
- (三) 獻金寄附金（支部分會經由の分を含む）
- (四) 其他

三、本教會本部の支出を當分左の三項目に大別す

第一項 教會本部維持費

- (一) 教會事務所の諸雜費（簡單なる印刷費、人件費等をも含む）
- (二) 神祭費
- (三) 教主家族の生活費社交費等

第二項 奉齋神殿建築費

- (一) 神殿建築費
- (二) 養成所建築費

(三) 教化企劃事業資金財團法人基金等

第三項 宣傳出版費

(一) 會報、雜誌圖書費

(二) 傳道部諸雜費

(三) 教會外の宣傳事務所費(「身の上病氣相談所」等の開設費をも含む)

四、本部には日記帳を設け、重大なる事項を記載すると共に、金銭の收支に就ても金額、並に収入の種目、支出の使途等に就き日々概要を摘記し置き、毎月二回月並祭の翌日之を適當に仕譯して、課目又は項目或は細目別に、他の帳簿に轉記するを要す

五、収入金を支出の費目に振り分くるには、當分左表の比率に従ふことを要す
(但し第二條第一項の普通収入よりは、建築費を控除せず)

特別収入の部			普通収入の部				収入の種類	
支部分會納附金	金鵝神助謝恩金	獻金寄附金	教師養成料	出張神事執行料	普通神事執行料	神占祈禱料	賽錢初穂料	支出項目への振り向け方及び其の比率
三	三	一	三	二	五	五	五	
二	一	一	二	一	三	三	三	宣傳費
二	三	三	五	七	二	二	二	人件費
三	三	五						建築費

日の丸教の由來

白地に赤の日の丸は大自然の壯烈なる天照す日の神の御印であります。白地は清麗なる穢なきを示し、赤の日の丸は、神の恵、生物の基元を示します、端嚴且優雅壯大なる日の丸の御旗は日の本の紋章であり、我魂の基元なる日本魂の紋章なのであります、神代以來不文律に我魂に備り傳へ來つたものを制定遊ばされた國旗であります、日の丸天照す日の大神一度運行さるれば其の光は公明正大にして何物も差別を立てず光被するところであり、萬物悉く其の光、熱、力によつて、化育せられ、平和の榮光を國土上に投げて治召す天照皇大神様の御現れ恵であります、

神武天皇御東征の節、この大神の御神助により血を流さずして絶對大威力を以て宇内を統一されたのであります、金鶏大神は實に日の神の御發現であつたのであります、日の神の朝に海面上に昇り給う時の色は金色の十日であり十を治召す基元であります。

日の恵は、天照皇大神の恵であります、金鶏大神の御働きであります、でありますから、日の丸は金鶏大神の表徴であります、日の丸仰げば必ず、皇祖の御神勅と神武天皇の御建國を我靈魂に呼び起すのであります、日の恵、天照皇大神の恵、金鶏大神の御働によりて萬物化育しまして金の生れるのであります、金鶏大神は實に金の神でもあるのです、日の恵は金を産み、天照皇大神の恵も金を生み、金鶏大神の御働により金を産び生れさせ給うのであります。

日の丸仰ぐ所、必ず金鶏大神の御働があるのであります、日の丸仰げ、日の恵、天照す日の神仰げ、金鶏神助を

神武天皇建國四年二月詔し給ひつらく

皇祖の御靈、天より鑒はして、吾が躬を助け給へり、今諸の虜共既に平らぎて海内無事なり、故天神を郊祀りて、大孝を申し

終

